

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部街路計画課) ……一
- 土地区画整理事業の事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部区画整理課) ……一
- 建設業許可申請手数料等の収納委託……………(都市整備局市街地建築部建設業課) ……一
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………(環境局総務部環境政策課) ……二
- 家畜人工授精師の登録……………(産業労働局農業振興事務所振興課) ……三
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課) ……三
- 都市計画事業の施行……………(建設局公園緑地部計画課) ……三
- 都市計画事業の事業計画の変更……………(同) ……四

告示

●東京都告示第六百九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき小平都市計画道路事業を認可したので、

同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年四月二十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 小平市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 小平都市計画道路事業三・四・十九号小平駅久留米線及び三・四・十四号東京街道線
- 三 事業施行期間 平成三十一年四月二十二日から平成三十九年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 小平市美園町三丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第六百九十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき霞ヶ丘町付近土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年四月二十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の氏名 東京都 東京都知事 小池 百合子
- 二 事業施行期間 平成二十八年十月十二日から平成三十二年十二月三十一日まで
- 三 施行地区 新宿区霞ヶ丘町及び渋谷区神宮前二丁目各一部
- 四 土地区画整理事業の名称

霞ヶ丘町付近土地区画整理事業

五 事務所所在地 中野区中野一丁目二番五号

六 施行認可の年月日 平成二十八年十月十二日

七 変更認可の年月日 平成三十一年四月二十二日

●東京都告示第七百号

建設業許可申請手数料等の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百六十六号)第五百八十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月二十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 委託した相手方
 - (一) 名称 ヒューマンリソシア株式会社
 - (二) 所在地 新宿区西新宿七丁目五番二十五号
- 二 委託期間 平成三十一年四月一日から同年六月三十日まで
- 三 委託に係る手数料 手数料の名称 根拠規定 建設業及び解体工事業 東京都事務手数料条例(昭和二十四年東京都条例第三十号)第二十条第一号及び同条第四号 建設業許可申請手数料 東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第十七号)別表一の部第四の款一の項

建設業許可更新申請手数料
 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第四の款二の項

経営規模等評価手数料
 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第四の款六の項

総合評定値通知手数料
 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第四の款七の項

経営状況分析手数料
 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第四の款八の項

浄化槽工事業者登録申請
 手数料
 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第五の款一の項

浄化槽工事業者更新登録
 申請手数料
 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第五の款二の項

浄化槽工事業者登録簿
 謄本交付手数料
 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第五の款三の項

浄化槽工事業者登録簿
 閲覧手数料
 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第五の款四の項

解体工事業者登録申請
 手数料
 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第十の款一の項

解体工事業者登録更新
 申請手数料
 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第十の款二の項

建設業許可の申請、変
 更の届出等に係る書類
 又はこれらの写しの閲
 覧手数料
 東京都事務手数料条例第二条第
 十二号

●東京都告示第七百一号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九
 十六号。以下「条例」という。）第四十条第一項の規定に
 基づき、（仮称）新砂総合資源循環センター建設事業につ
 いて、環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」とい
 う。）の提出があったので、条例第四十四条の規定に基づ
 き、次のとおり告示する。

平成三十一年四月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在
 地
 株式会社京葉興業

代表取締役社長 鈴木 宏和

江戸川区篠崎町一丁目二番六号

二 対象事業の名称及び種類

（仮称）新砂総合資源循環センター建設事業

廃棄物処理施設の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、計画地内において、現在、稼働中である
 既存改質固化処理プラント、計画地南側近隣において、
 現在稼働中である既存廃水処理プラントの更新を目的に、
 計画地内において改質固化処理プラントの建替え及び廃
 水処理プラントの新設を行うものである。

四 周知地域の範囲

江東区 新砂一丁目、新砂二丁目、新砂三丁目、南砂
 二丁目、南砂三丁目、南砂四丁目、南砂六丁
 目、南砂七丁目、東砂七丁目、東砂八丁目、
 潮見二丁目、塩浜二丁目、夢の島一丁目、夢
 の島二丁目及び夢の島三丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の
 地域概況を考慮した結果、大気汚染、悪臭、騒音・振動、
 土壌汚染、地盤、水循環、景観、廃棄物及び温室効果ガ
 スを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

平成三十一年四月二十二日から同年五月七日まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律
 （昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を
 除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 江東区環境清掃部温暖化対策課

江東区東陽四丁目十一番二十八号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁
 舎十九階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎
 三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名
 称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務
 所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成三十一年五月十三日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

●東京都告示第七百二二号

家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九十七号)第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師名簿に登録した。

平成三十一年四月二十二日

東京都知事 小池 百合子
免許番号 免許年 住所 氏名 家畜の種類及び業務の別

第八百二 平成三 東京都国 武田侑里香 牛
十号 十一年 分寺市東 家畜人工授精
二月一 恋ヶ窪四 並びに家畜体
日 丁目二十 内受精卵移植
四番地七 及び家畜体外
コスモ 受精卵移植の
国分寺プ 業務
ライトス 豚
テージ七 家畜人工授精
〇四 の業務

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年四月二十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十一年四月二十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 (仮称)ヤオコー東久留米滝山店
- 二 店舗所在地 東久留米市滝山四丁目十三番二ほか
- 三 設置者名 株式会社ヤオコー
- 四 設置者住所 埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ヤオコー
- 六 新設をする日 平成三十一年十一月三十日
- 七 店舗面積の合計 千七百九十九平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 六十八台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 百九十一台
- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗南側ほか 百五十八平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十三・六六立方メートル
- 十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時
- 十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時四十五分

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時四十五分から午後十一時まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗南東側

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時までほか

十七 届出日 平成三十一年三月二十九日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 平成三十一年四月二十二日から同年八月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

都市計画公園事業の事業計画の施行について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成三十一年四月二十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 都市計画事業の種類及び名称 別表のとおり
- 二 施行者の名称 東京都
- 三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号
- 四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称

事業地の所在

備考

町田都市計画緑地事業第二号大戸緑地

町田市相原町字考路、字細豊、字大北、字大子山及び字刃田地内

平成三十一年四月一日
日関東地方整備局告示
第百五十二号

東京都計画公園事業第八・四・四号清澄公園

江東区清澄三丁目地内

平成三十一年四月一日
日関東地方整備局告示
第百五十三号

八王子都市計画公園事業第五・七・一号滝山公園

八王子市高月町地内

平成三十一年四月一日
日関東地方整備局告示
第百五十七号

都市計画事業の事業計画の変更について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成三十一年四月二十二日

東京都知事 小池百合子

一 都市計画事業の種類及び名称

別表のとおり

二 施行者の名称

東京都

三 事務所の所在地

新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在

別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称

事業地の所在

事業認可の告示

所管事務

平成十四年関東地方整備局告示第十一号西東京都市計画公園事

西東京市東伏見一丁目地内

平成三十一年三月二十六日

西部公園緑地事務所

業第五・五・一号東伏見公園

整備局告示第六十二号

平成三十一年三月二十六日

西部公園緑地事務所

平成二十五年関東地方整備局告示第八十三号西東京都市計画公園事業第五・五・一号東伏見公園

西東京市柳沢一丁目地内

平成三十一年三月二十六日

西部公園緑地事務所

平成二十五年関東地方整備局告示第九十三号東村山都市計画公園事業第五・五・三号六仙公園

東久留米市中央町三丁目地内

平成三十一年三月二十六日

西部公園緑地事務所

昭和三十三年建設省告示第千四百八十三号府中都市計画公園事業第七・五・一号及び小金井都市計画公園事業第七・五・一号武蔵野公園

府中市多磨町二丁目及び多磨町三丁目並びに小金井市前原町一丁目、前原町二丁目、中町一丁目及び東町五丁目地内

平成三十一年三月二十六日

西部公園緑地事務所

昭和六十二年建設省告示第千八百七十九号町田都市計画緑地事業第一号小山田緑地

町田市上小山田町字八号並びに下小山田町字押沼、字大久保、字梅木窪、字堀切、字兔谷、字堂谷、字関村、字小ヶ谷、字桜ヶ谷、字上ノ山、字馬場窪、字欽柄尾、字宮ノ腰、字向田、字宇津保沢及び字竜沢地内

平成三十一年三月二十六日

西部公園緑地事務所

平成二十五年関東地方整備局告示第十一号西東京都市計画公園事

杉並区大宮一丁目

平成三十一年三月二十六日

西部公園緑地事務所

東地方整備局告示第三百一号東京都市計画公園事業第五・七・二十一号和田堀公園

地内

平成三十一年三月二十六日

東部公園緑地事務所

平成二十六年関東地方整備局告示第二百二十七号東京都市計画公園事業第五・五・二十八号亀戸中央公園

江東区亀戸九丁目地内

平成三十一年三月二十六日

東部公園緑地事務所

平成二十五年関東地方整備局告示第三百二二号東京都市計画公園事業第七・六・十五号石神井公園

練馬区石神井町五丁目地内

平成三十一年三月二十六日

東部公園緑地事務所

平成二十四年関東地方整備局告示第三百号東京都市計画公園事業第六・五・九号高井戸公園

杉並区久我山二丁目地内

平成三十一年三月二十六日

東部公園緑地事務所

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一〇一一(代)
郵便番号 163-8001

定価
一筒月 六、六〇〇円
三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

